



2024年3月26日

各 位

会 社 名 株式会社サカイホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 朝田 康二郎  
(コード番号 9446 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 総務部 I R 広報グループ  
(TEL. 052-262-4748)

## 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関するお知らせ

当社は、2023年11月10日付開示「過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を東海財務局に提出いたしました。本日、以下の有価証券報告書及び四半期報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3,000万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

##### 【有価証券報告書】

有価証券報告書の訂正報告書

- 第28期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
- 第29期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
- 第30期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
- 第31期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
- 第32期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

##### 【四半期報告書】

四半期報告書の訂正報告書

- 第28期 第1四半期(自 2017年10月1日 至 2018年12月31日)
- 第28期 第2四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)
- 第28期 第3四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
- 第29期 第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)
- 第29期 第2四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)
- 第29期 第3四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
- 第30期 第1四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
- 第30期 第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
- 第30期 第3四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
- 第31期 第1四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
- 第31期 第2四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
- 第31期 第3四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

第32期 第1四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）  
第32期 第2四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）  
第32期 第3四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）  
第33期 第1四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）  
第33期 第2四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）  
第33期 第3四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

## 2. 今後の見通し

損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以 上